

マレーシアにおける画像意匠の保護 制度



永田 貴久

日本国弁護士・弁理士

共同代表取締役

TNY Legal Co., Ltd.
(TNY 国際法律事務所)

TNY Legal Co., Ltd.はタイ・バンコクに2016年2月に設立された法律事務所であり、主にタイに進出する日本企業および進出済みの日本企業に対し、産業財産権の出願、知的財産権の権利行使の代理およびサポート、法令調査、各種契約書の作成等のリーガルサービスを提供している。グループ事務所として日本（弁護士法人プログレ・TNY 国際法律事務所、永田国際特許事務所）、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、イスラエル、エストニアに事務所を有する。永田貴久弁護士・弁理士は事務所創設者であり、日本およびタイにおける出願実務および権利行使について豊富な経験を有している。

1. 概要

マレーシアにおいて、画像意匠（Graphical User Interface : GUI）は主に意匠法（Industrial Designs Act 1996 : IDA）によって保護される。また、一定の要件を満たす場合、知的財産関連法や民法またはそれらの組み合わせによっても権利が保護される可能性がある。

2. 意匠法

（1）意匠法について

電子デバイスの画面に表示される画像意匠は、完成した物品における部分としての登録（製品に組み込まれている画像意匠）であれば、意匠法により保護される。

マレーシア意匠法における意匠の定義は以下のとおりである。

「意匠とは工業的方法または手段によって物品に適用される形状、輪郭、模様または装飾の特徴であって、完成品において視覚に訴え、視覚で判断されるものをいう」

画像意匠が、新規性を有し、公序良俗に反するものでなく、かつ上記定義を満たす場合に、意匠として保護される可能性がある。

なお、下記に示されるものは保護される意匠に含まれない。

- a. 建設の工法・理論
- b. 物品の形状または構成の特徴が以下に挙げられる意匠：
 - i. 物品の機能を確保するために不可欠な形状または構成のみからなる意匠
 - ii. 物品の形状、輪郭の特徴が他の物品の不可欠な部分を形成する外観に依存するものである意匠
- c. アニメーションの画像意匠

(2) 留意点

意匠データは、サイズが 100KB 未満で、120×90 ピクセル未満の GIF 形式データにて出願しなければならない。白黒・カラーどちらも使用可能だが、現行の意匠法では色は保護されない点に留意する。

なお、マレーシア意匠法上、実体審査は行われない。

(3) 権利期間

意匠権の存続期間は出願日から 5 年間で、さらに 5 年ごとの延長を 4 回行うことが可能であり、最長で 25 年間保護される。

3. 特許法

現行のマレーシアの特許法（1983 年）においては、画像意匠を保護する規定はない。しかし、特許法に基づく特許要件を満たす場合、特許性が認められる可能性もある。

ただし、単なるグラフィック要素（アイコン、メニュー、スクロールバー等）については、それ自体に特許性があると認められることはなく、画像意匠が特許法の保護を受けることができる場合があったとしても、かなり限定的な場面に限られるといえる。

4. 著作権法

マレーシアでは、コンピュータによって作成された作品についての著作権の規定は存在しないため、コンピュータによって自動生成される画像意匠に著作権は

認められないと考えられる。ただ、著作者が人間であり、著作権法の要件を満たす画像意匠については著作権法（1987年）上の著作物として保護される可能性がある。

5. 商標法

画像意匠が、他の事業者の商品またはサービスに対し識別力を有する場合、商標として保護される可能性がある。

商標権の存続期間は出願日から10年間であり、10年ごとに更新が可能である。

【ソース】

マレーシア意匠法

マレーシア特許法

マレーシア著作権法

マレーシア商標法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)